



技術協力プロジェクト

2013年06月18日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)算数指導力向上プロジェクトフェーズ2 (英)Project for Improvement of Mathematics Education (Guatemala) Phase 2
対象国名	グアテマラ
分野課題1	教育-初等教育
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-基礎教育
プログラム名	保健衛生及び基礎教育改善プログラム
援助重点課題	持続的開発
開発課題	社会サービスの向上
プロジェクトサイト	グアテマラ全土
署名日(実施合意)	2009年09月22日
協力期間	2009年11月01日 ~ 2012年10月31日
相手国機関名	(和)教育省、サンカルロス大学
相手国機関名	(英)Ministerio de educacion, Universidad de San Carlos (USAC)

プロジェクト概要

背景

グアテマラ共和国は「教育政策2008-2012年」の中で「質の伴った教育の促進」、「最貧困地域を中心として就学率の向上」等、8つの教育政策を掲げている。なかでも、教育の質向上は、過去4政権に渡り重視している政策であり、本政策達成のために「社会文化背景に合致した国家教育カリキュラムの普及」や「教員の育成」を戦略目標として掲げている。一方で、2006年に実施された算数と国語のラテンアメリカ・カリブ諸国学力調査の結果、グアテマラは参加15カ国中14位であり、教育省は学力向上のための方策を模索していた。

こうした状況の下、グアテマラ政府はホンジュラス共和国算数指導力向上プロジェクト(PROMETAM)の成果を踏まえ、算数科教材完成と教育省職員などグアテマラ国人材の算数能力強化のための支援を我が国に要請し、算数指導力向上プロジェクト(GUATEMATICA)が実施された(2006年4月-2009年3月)。

同プロジェクト・フェーズ I では、成果品として初等教育1-6年生の算数科教材(教師用指導書・児童用作業帳)が完成した。同教材は国定教材として全国配布が決定したものの、2008年8月に実施された終了時評価では、GUATEMATICA教材を有効に活用するための研修、教員の指導力向上の必要性が確認された。

これらを踏まえ、教員研修担当者の能力向上を通じて、GUATEMATICA教材の使用状況の改善及び小学校教員の算数指導力向上を図る算数指導力向上プロジェクト・フェーズ II (GUATEMATICA II)に対する技術支援要請が、グアテマラ政府から我が国に対してなされた。なお、同国の現職教員研修は2009年6月下旬より教員再教育プログラム(PADEP-D)に一本化されることとなった。PADEP-Dは2017年までに全国の現職教員に2年間の課程を履修させることにより、短大卒と同様の資格を付与するというものである。我が国には、PADEP-Dの中の算数教育分野への技術支援が求められている。

上位目標 教員再教育プログラム(PADEP-D)実施地区の小学生算数科の成績が向上する

プロジェクト目標 教員再教育プログラム(PADEP-D)を受講した小学校教員の算数指導力が向上する

成果

1. PADEP-Dの算数分野講座で使用する講座指導計画と講師用指導ガイドの質が向上する
2. PADEP-Dの算数講座講師の能力が向上する

3. PADEP-Dの実施地区の講座講師、教員、教育省職員等の算数指導力向上に対する意欲が高まる

活動	<ul style="list-style-type: none">1-1. 広域「算数大好き！」プロジェクトが実施する広域研修に参加する1-2. PADEP-Dの算数分野2講座の講座指導計画作成のための活動計画を立てる1-3. 講座指導計画を作成する1-4. 講座指導計画を教育省、国立サンカルロス大学と共有する1-5. 講座指導計画を必要に応じて改訂する1-6. PADEP-Dの算数分野2講座の講師用指導ガイド作成のための活動計画を立てる1-7. 講師用指導ガイドを作成する1-8. 講師用指導ガイドを教育省、国立サンカルロス大学と共有する。1-9. 教員再教育プログラム算数講座において講師用指導ガイドを試用する1-10. 算数講座講師の行う算数講義をモニタリングする(サンプリング)1-11. 算数講義のモニタリング結果を分析する1-12. PADEP-Dの算数講座受講者が小学校で行う実習(授業)をモニタリングする(サンプリング)1-13. 実習のモニタリング結果を分析する1-14. 必要に応じて講師用指導ガイドを改訂する1-15. 講座指導計画と講師用指導ガイドを完成させる <ul style="list-style-type: none">2-1. PADEP-Dの算数分野2講座の講師に対して行う導入研修の実施のための活動計画を立てる2-2. 算数講座講師に対して導入研修を実施する2-3. 算数講座講師の行う算数講義をモニタリングする(サンプリング)2-4. 算数講義のモニタリング結果を分析する2-5. PADEP-Dの算数講座受講者が小学校で行う実習(授業)をモニタリングする(サンプリング)2-6. 実習のモニタリング結果を分析する2-7. 必要に応じて、算数講座講師への導入研修を改善する <ul style="list-style-type: none">3-1. 定期刊行物を発行する3-2. 算数指導力向上に対する意欲を喚起するために経験共有セミナーを開催する
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none">a. 長期専門家1名(算数教育)b. 短期専門家 (必要に応じて)c. プロジェクト調整チームd. プロジェクト実施のための補足経費(講師用指導ガイド試用版の印刷費など)e. 広報(定期刊行物、経験共有セミナーなど)f. 広域プロジェクトからの技術支援(必要に応じて)
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none">a. カウンターパート(コアグループ)の配置 (5名:教育省技官4名、USAC教官1名)b. 講座講師に対する導入研修の実施経費c. 講師用指導ガイドの印刷・配布経費、およびPADEP-D算数講座に必要となるその他教材の費用d. コアグループが行うモニタリングの旅費e. PADEP-D受講者のためのGUATEMATICA教材の印刷・配布経費f. プロジェクト執務室(電気・水道代等、維持経費を含む)
外部条件	<ul style="list-style-type: none">1. PADEP-Dが計画通り実施される2. グアテマラ側カウンターパートが継続勤務する3. PADEP-Dが継続して実施される4. PADEP-Dを受講した小学校教員が継続勤務する
実施体制	
(1)現地実施体制	プロジェクトダイレクター :教育省教育技術担当次官 プロジェクトサブダイレクター:中等教育教員養成学校長(サンカルロス大学) プロジェクトマネージャー :教育省教育の質管理局長
(2)国内支援体制	*他、添付2 プロジェクト実施体制図を参照。なお、広域「算数大好き！」は2011年3月に終了している。 プロジェクト 教育分野課題アドバイザーによるTV会議システム等を利用した教材の作成支援。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	「算数指導力向上プロジェクト(Guatemala)フェーズI」(2006年4月1日-2009年3月31日)及び青年海外協力隊(小学校教諭隊員など)の派遣。
(2)他ドナー等の援助活動	FODE(カナダの教育開発基金)やプラン・インターナショナル、ノベジャ財団がGUATEMATICA教材の普及や教員研修等に対する援助を、小規模ながら実施している。



技術協力プロジェクト

2015年05月16日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト (英)Project for Maternal and Child Health in Quetzaltenango, Totonicapan, and Solola in the Republic of Guatemala
対象国名	グアテマラ
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	貧困層の生活改善プログラム
援助重点課題	貧困地域の社会・経済開発
開発課題	貧困層の生活改善
プロジェクトサイト	ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県
署名日(実施合意)	2011年01月19日
協力期間	2011年03月01日 ~ 2015年03月31日
相手国機関名	(和)保健省、ケツアルテナンゴ県・トトニカパン県・ソロラ県地域保健事務所
相手国機関名	(英)Ministry of Public Health and Social Assistance, Health Area Directions

プロジェクト概要

背景

グアテマラ国(以下「グ」国)は中米諸国の中で保健指標の改善が遅れており、妊産婦死亡率290(出生10万対、2005年)、新生児死亡率19(出生千対、2004年)、乳児死亡率31(出生千対、2005年)、乳幼児死亡率41(出生千対、2006年)全てにおいて、周辺国のエルサルバドル国、ホンジュラス国、ニカラグア国よりも高い値を記録している(WHOSIS 2008)。この傾向は、36年に及ぶ内戦の犠牲者や先住民が多く居住する西部地域において顕著となっている。「グ」国保健省は適切な知識・技能が不十分なTBA(Traditional Birth Attendant. 伝統的産婆)による分娩介助と施設分娩へのアクセスの悪さがこの原因の一つと捉えており、「グ」国政府は「国家保健計画2008-2012」(注2)の中で地方村落部における保健医療サービスの拡充、特に施設分娩率を高める政策を打ち出した。同計画に基づき、各ディストリクト(複数自治体の集合体)に設置されている保健センターのCAP(Centro de Atencion Permanente. 24時間診療センター)化、世界銀行の「母親とこどもの健康栄養プロジェクト」支援によるCAIMI(Centro de Atencion Integral Materno Infantil. 母子総合ケアセンター)の全国レベルでの新設、また、2009年度以降、地方村落部への医療従事者の配置増が行われている。

「グ」国の要請に基づき、2005年10月から2009年9月までケツアルテナンゴ県内6市を対象地域として当機構は「こどもの健康プロジェクト」を実施し、プロジェクト前半は、保健所や保健ポストにおける母子保健サービスの質の改善(妊産婦と母親への情報提供やワークショップの機会提供、乳幼児健診促進等)を図り、プロジェクトの後半は、一次・二次保健施設の枠組みから活動範囲を拡大し、三次病院を拠点とした保健医療従事者への継続教育の実施や症例検討会の定期化、母子記録簿を用いた低体重児のモニタリングとフォローアップを推進した。その結果、保健医療施設での乳児受診や乳幼児健診の増加、地域の保健医療施設と病院の間のレファラル体制強化等の成果が確認された。また、当機構による中米・カリブ地域広域案件「看護基礎・継続教育強化プロジェクト」(2007年8月~2010年8月)を通じて、「グ」国にリプロダクティブヘルス委員会が設置され、看護教育の標準化に向けて、看護基礎教育カリキュラム作成のための活動が実施されている。看護師ファシリテーター養成研修を経て、産前健診等の研修内容を含む地方委員の養成研修が行われるなど、中央での人材育成が地方の実践に反映されつつある。

このような中、「グ」国保健省は「こどもの健康プロジェクト」のフェーズⅡとして、住民の7割が

キचे語、マム語、カクケル語を使用する先住民であり、その多くが貧困層に属している西部地域のケツアルテナンゴ県、トニカパン県、ソロラ県における妊産婦や乳児の健康を改善すべく、保健医療施設において医療従事者が質の高い保健医療サービスを女性と乳児に対して提供することを目的とし、2008年に我が国に対して技術協力プロジェクトを要請した。同要請に基づき、2010年5月から6月にかけて詳細計画策定調査が行われ、要請の妥当性等の検証、本案件の枠組みや実施体制等が協議された。

上位目標	対象3県において女性(妊産婦)及び5歳未満のこどもの健康が改善される。
プロジェクト目標	対象3県において女性(妊産婦と母親)及び1歳未満のこどもが質の高い包括的保健医療サービスを受ける。
成果	1.各地域保健事務所の母子保健サービスの管理能力が強化される。 2.第三次レベルの医療サービスと連携して第二次レベルの出産施設(病院以外の出産施設、CAPやCAIMI)における周産期ケア(特に出産時の対応)及び第一次、第二次レベルにおける保健施設の母子保健サービスが強化される。 3.母子保健に関するコミュニティ活動が強化される。 4.プロジェクト活動の成果が保健省の母子保健政策実施のための戦略に貢献する。
活動	1-1.各種事業のモニタリングとスーパービジョンが実施される。(1ヶ月に1回、モニタリングシートを用いた聞き取りを通じ、実践現場より地域保健事務所へのフィードバックが行われ、適切に記録される。) 1-2.モニタリングとスーパービジョンのツールが作成、承認、利用される。 1-3.1-1,1-2の活動を踏まえ保健医療サービス改善のためのツールが作成され承認される。 2-1.二次レベルの出産施設での出産数が2,000に増加する。 2-2.乳幼児健診の受診率が20%増加する。 2-3.産前健診(妊娠1期/妊娠中4回以上)の受診率が10%増加する。 2-4.産後健診の受診率が20%増加する。 2-5.371人の医療従事者が5回以上の研修を受講する。 2-6.母子保健サービスに関する規準・プロトコルを適切に適用できる保健医療従事者の割合が50%に向上する。(チェックリスト等により評価) 2-7.プロジェクトで作成したチェックリストを用いた地域保健事務所によるモニタリングの結果において、評価が向上した出産ケアの割合が80%になる。 3-1.母子保健啓発活動に参加する女性グループの結成数が65になる。 3-2.2,000名のボランティアヘルスワーカー/伝統的産婆が研修を受け、1,400名以上の受講者が研修内容を実践に活かした活動を行う。 3-3.研修を受け地域保健事務所に登録された伝統的産婆の数が1,100名に増加する。 4-1.保健省中央での会議など他県への活動共有の機会や、ドナー会合などにおいて、プロジェクトの成果を発表し、プロジェクト成果について、発表参加者から肯定的に評価される。 4-2.中央レベルと地域保健事務所の技術委員会を通して保健省から認可を受けたマニュアルを、他保健地域や他ドナーに対し配布し、その内容について肯定的に評価される。
投入	
日本側投入	・専門家派遣 チーフアドバイザー/地域保健:プロジェクトのリーダー的役割を果たす。具体的にはプロジェクト活動・成果の保健省へのフィードバックや、プロジェクト活動では地域保健事務所の管理能力向上に関する活動を行い、周産期ケアに係る活動には母子保健専門家と協調して取り組む。 母子保健:特に第一次・第二次レベルの施設における産前・産後検診、乳幼児健診を含む母子保健サービス全般に関する技術的支援を行う。また、コミュニティ活動については、母子保健の観点から健康教育専門家とともにあたる。 業務調整/健康教育:チーフアドバイザーらプロジェクト関係者の意見を確認しつつプロジェクト活動全体の調整を行う。また、コミュニティ活動について、母子保健専門家と協調してコミュニティレベルの活動を展開する。 その他:短期専門家(地域活動、母子栄養) ・研修受入 本邦研修、第三国研修 ・機材供与 車両、基本医療機材、研修用機材等 ・在外事業強化費 現地コンサルタント、研修実施、教材作成等
相手国側投入	・カウンターパートの配置(中央レベル:プロジェクトディレクターとして保健技術副大臣、プロジェクトマネージャーとして保健省病院副大臣、県レベル:3県保健事務所長、3県4病院長がカウンターパートとして配置されている) ・プロジェクト事務所スペースの提供、第三次中核病院の研修室の提供 ・プロジェクト事務所維持経費等 ・ローカルコスト
外部条件	・上位目標 :対象保健地域における保健計画が変更されない。 ・プロジェクト目標:深刻な災害・感染症が発生しない。 ・成果 :対象世帯の家計が著しく悪化しない。 保健サービスのスタッフが安定している。 ・活動 :プロジェクトで研修を受けた人材が母子保健の向上のためにプロジェクトに関与し続ける。
実施体制	
(1)現地実施体制	保健省が実施機関となり、中央レベルでは、保健技術副大臣がプロジェクトディレク

ターとして配置されている。またプロジェクトマネージャーには保健省病院副大臣が着任している。県レベルでは、3県保健事務所所長、3県4病院長がカウンターパートとして配置されている。ケツアルテナンゴの西部第三次中核病院の一室を提供して実施している研修(准看護師研修、医師・看護師研修)において、プロジェクトのカウンターパートである産科及び小児科医師が講師として活動している。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

・「グ」国「こどもの健康プロジェクト」(2005年10月～2009年9月、ケツアルテナンゴ県内6市)

活動概要は背景欄のとおり。なお、県内の保健センターには青年海外協力隊員が派遣され、プロジェクトの専門家が県保健事務所職員をカウンターパートとしてリファラルシステム全体の改善等に従事したのに対し、隊員はコミュニティレベルでの妊産婦ケア、小児栄養に関わる地域保健活動に従事した。

・中米・カリブ地域広域案件「看護基礎・継続教育強化プロジェクト」(2007年8月～2010年8月)

看護教育の標準化に向けて、看護基礎教育カリキュラム作成のための活動を実施。「グ」国のカウンターパートはエルサルバドル国での看護師ファンリテーター養成研修を経て、国内で指導者を養成し、その指導者とで中央委員会・地方委員会を立ち上げ、看護教員及び臨地の看護師に対するカスケード方式の研修・モニタリングを行っており(取り上げるテーマの中には地域看護やリプロダクティブヘルスが含まれている)、中央での人材育成が地方の実践に反映されつつある。また、地方にリプロダクティブヘルス委員会が設立された。

(2)他ドナー等の

援助活動

プロジェクト名、ドナー、期間、対象県、実施機関

・子ども及び妊産婦の栄養改善および農業生産改善

EU、2009年7月1日～2011年7月1日、Alta Verapaz・Baja Verapaz・Quiche、食糧安全保障庁

・妊産婦及び乳幼児死亡率の低下のための食糧安全保障

USAID、2006年10月1日～2011年9月30日、Baja Verapaz・Chimaltenango・

Huehuetenango・Quiche、*San Marcos、NGO(複数)

・国家母子保健アンケートの実施支援

スペイン国、2008年12月1日～2011年6月30日、全国、保健省

・リプロヘルス強化及び妊産婦死亡率低下

オランダ国、2005年9月1日～2010年8月31日

・チマルテナンゴ県における母子保健

韓国、2008年6月2日～2010年6月2日、保健省



技術協力プロジェクト

2013年07月03日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2(持続的監視システムの構築) (英)Project for the Control of Chagas Disease (Establishment of Sustainable Surveillance System)
対象国名	グアテマラ
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健衛生及び基礎教育改善プログラム
援助重点課題	持続的開発
開発課題	社会サービスの向上
プロジェクトサイト	[Aグループ: 高リスク/高負荷] チキムラ県、ハラパ県、フティアパ県、サンタ・ロサ県
署名日(実施合意)	2008年12月12日
協力期間	2009年07月01日 ~ 2012年06月30日
相手国機関名	(和)厚生省
相手国機関名	(英)Ministry of Health and Social Welfare

プロジェクト概要

背景 シャーガス病はサンガメという昆虫を媒介とする感染症であり、中南米に広く分布している。シャーガス病は中南米においてマラリアに次いで深刻な熱帯病であるとPAHO(米州保健機関)が位置づけており、グアテマラ国(以下「グ」国)における感染リスク人口は約210万人(総人口の約16%)と推定されている。中米7カ国及びPAHOは、「2010年までに中米におけるシャーガス病の感染を中断する」という目標を掲げた中米シャーガス病対策イニシアティブを1997年に開始した。

JICAは、同イニシアティブ推進のための各国による取り組みを支援するべく、「グ」国において2000年1月より個別専門家、青年海外協力隊(JOCV)、医療特別機材供与の組み合わせによりシャーガス病対策への協力を開始した。その後、この活動の成果を国内他地域へ展開するべく、2002年からは技術協力プロジェクト「シャーガス病対策プロジェクト」(2002年7月～2005年7月)を実施してきた。

2005年5月に実施された同プロジェクトの終了時評価調査では、殺虫剤散布による媒介虫駆除(アタック・フェーズ)を通して媒介虫の家屋内生息率の減少を達成し、感染リスクの低減に貢献していることが確認された。しかしながら、アタック・フェーズの成果を定着し、持続させるために必要となる住民参加型シャーガス病監視システム(以下、監視システム)の確立(メンテナンス・フェーズ)に関しては、一部地域での試行段階に留まり、戦略的かつ体系的な監視システムの導入に際し、県保健管区の自立発展をいかに促していくかが評価時点での懸案とされた。

このような状況を受け、2007年度要望調査においてグアテマラ政府は我が国に対し、監視システムの強化にかかる技術協力の要請を提出した。2回の事前調査を通して形成された本プロジェクトでは、媒介虫によるシャーガス病の感染中断に貢献するべく、国内の高リスク地域を対象地域とした監視システムの強化を目標とする。目標達成に向け、プロジェクトでは①監視システム強化のための国家指針の策定、②戦略的な運営計画策定能力の強化、③監視システムの運営、モニタリング・スーパービジョン(M&S)能力の強化を主要コンポーネントとした協力を行う。

上位目標 対象県においてシャーガス病の媒介虫による感染が大幅に減少する。

プロジェクト目標	対象県において、住民参加型シャーガス病監視システム(以下、監視システム)(2)が強化される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1.監視システムのガイドブックが開発される。 2.シャーガス病担当部局が、監視システムの計画・運営・M&S・情報発信を行う能力を備える。 3.県保健管区が、監視システムの計画・運営・M&Sを行う能力を備える。 4.県保健管区において、監視活動地域の経験・知見を県内のその他地域と共有する。
活動	<p>0-1プロジェクトの詳細設計、モニタリング・評価に必要なデータを得るためにベースライン調査を行う(3)。</p> <p>0-2上記0-1の結果に基づき、PDMで未決定となっている指標を設定する。 (ガイドライン)</p> <p>1-1既存の監視システムのガイドライン(プロトコルやマニュアル)をレビューする。</p> <p>1-2既存のガイドラインを更新し、研修やセミナーの開催を通じて普及を図る。</p> <p>1-3県保健管区の昆虫学的・疫学的監視活動を分析し、妥当性と機能度を査定する。</p> <p>1-4上記1-1、1-2、1-3をもとに監視システム強化戦略を特定する。</p> <p>1-5連絡報告の系統、報告様式、対応法選定基準、データベース等から構成される情報システムを設計する。</p> <p>1-6監視システムのための簡便なM&Sチェックリストをレベル毎に作成する(中央、保健管区、郡レベル)。(4) (シャーガス病担当部局: 計画・運営・M&S・情報発信)</p> <p>2-1監視システムの年間運営計画を策定する。</p> <p>2-2上記1-6で作成したチェックリストを使用し、中央レベルと保健管区レベルにおける監視システムのM&Sを半年毎に行う。</p> <p>2-3情報システムを活用して、情報の収集・分析を行う。</p> <p>2-4県保健管区からの経験・知見を共有する。</p> <p>2-5監視システムの啓発・研修教材を開発する。</p> <p>2-6県保健管区の関係者に対し、監視システムの研修・セミナーを実施する。 (県保健管区: 計画・運営・M&S)</p> <p>3-1県保健管区の技術チームの会合において、シャーガス病監視対策のテーマが取り上げられるようにする。</p> <p>3-2監視システムの持続性を確保するために、住民参加促進の仕組みを作る。</p> <p>3-3保健センター・保健ポストのスタッフ、保健ボランティアに対して、監視システムの研修を行う。</p> <p>3-4ETV年間活動計画を作成する</p> <p>3-5ETV年間活動計画に沿って、県保健管区が昆虫学的及び疫学的調査(5)を実施する。(能動的監視)</p> <p>3-6ETV年間活動計画に沿って、県保健管区内の関係者への報告、情報共有を定期的に行う。</p> <p>3-7保健センターと保健ポストが、住民により届け出られたサンガメの捕獲をETVに報告し、また、感染疑い例があった場合は監視ガイドブックに沿って対応する。(受動的監視)</p> <p>3-8上記1-5で設計された情報システムに県保健管区が監視活動の結果を入力する。</p> <p>3-9上記1-6で作成したチェックリストを使用し、郡レベルにおける監視システムのM&Sを行う。 (監視経験共有)</p> <p>4-1シャーガス病担当部局が、各県保健管区の協力を得て、監視活動のグットプラクティスを収集する。</p> <p>4-2シャーガス病担当部局が、監視活動の経験・知見の共有のためのワークショップを実施する。</p>
投入	
日本側投入	<p><人的投入></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家: チーフアドバイザー、業務調整/住民参加 ・短期専門家: 地域保健、保健教育、医昆虫学、シャーガス病対策、IEC <p><資機材></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト車両 ・バイク ・コンピュータ ・プロジェクター ・デジタルカメラ ・血清検査用キット等 <p><必要経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材作成費 ・研修・ワークショップ経費 ・運転手・アシスタント備上費 等
相手国側投入	<p><人的投入></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパート: 媒介虫対策課シャーガス病対策サブプログラム担当官、媒介虫対策課昆虫班長、 国立疫学センター媒介虫監視疫学官、対象10県の県保健管区長 ・その他の人材: 県保健管区の疫学医、ETVコーディネーターおよびETV班、ISA(環境衛生調査官)とTSR(農村保健技官)のコーディネーター、統計担当官、看護師、健康教育担当官、リプロダクティブヘルス技術ユニット、サービス拡大プログラム技術ユニット、厚生省各保健センター、保健ポストの医師・看護師等、保健ボランティア、殺虫剤散布員 <p><資機材> 前プロジェクトで供与済みの機材(車両、殺虫剤散布器・スเปーパーツ等)、バイク殺虫剤、 殺虫剤散布器、血清検査用キット 等</p> <p><施設> プロジェクト事務所および駐車スペース</p> <p><必要経費> 車両・バイクの維持管理費・保険料・燃料代、プロジェクト事務所の運営費(電気代、水道代、 通信費)、厚生省職員の出張旅費 等</p> <p>1. 上位目標達成のための外部条件: シャーガス病対策が継続して厚生省の優先事項となる。</p>

外部条件

- 血清検査の質が低下、あるいは損なわれない。シャーガス病に関する診断・治療の質が厚生省のイニシアチブにより改善される。
2. プロジェクト目標達成のための外部条件： 深刻な災害および他の感染症の大流行によりシャーガス病対策の資源が損なわれない。
3. 成果達成のための外部条件： プロジェクトにより研修を受けた厚生省関係者がシャーガス病対策に従事し続ける。シャーガス病リスク地域で、サービス拡大プログラムを受託しているNGOが監視システムの強化に参画する。

実施体制

(1)現地実施体制

- 厚生省を実施責任機関とし、以下の実施体制を組む。
- ①プロジェクト・ディレクター： 厚生省技術担当副大臣
- ②副プロジェクト・ディレクター： 厚生省保健基準局長、厚生省統合ケア(SIAS)局長、厚生省国立疫学センター長(CNE)
- ③プロジェクト・マネージャー：厚生省保健基準局医療基準部媒介虫対策課長、厚生省国立疫学センター疫学監視部長
- ④カウンターパート： 厚生省保健基準局医療基準部媒介虫対策課シャーガス病対策担当官、厚生省保健基準局医療基準部媒介虫対策課医昆虫班長、厚生省国立疫学センター疫学監視部伝染病ユニット媒介虫監視担当疫学官、厚生省各県保健管区長
- (2)国内支援体制
- 国内支援委員会「中米シャーガス病対策プロジェクト国内支援委員会」
委員構成(3名)：疫学／情報管理(委員長)、地域保健／住民参加、昆虫学

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

1. 「グ」国に対するシャーガス病対策関連の協力は以下のとおり。
- ・個別専門家、青年海外協力隊(JOCV)、医療特別機材供与「シャーガス病対策協力」(2000年～2002年度)
 - ・技術協力プロジェクト「シャーガス病対策プロジェクト」(2002年7月～2005年7月)
 - ・フォローアップ協力「シャーガス病対策」(2006年度)
 - ・青年海外協力隊(JOCV)「感染症対策」(2002年～2007年度)
 - ・地域別研修「血液スクリーニング向上」(2006年～2010年度)
 - ・2011年3月現在、「グ」国対象県保健局等へJOCV(感染症対策)7名を派遣中。
2. 以下の近隣国において、シャーガス病対策技術協力を実施してきている。
- ・ホンジュラス及びエルサルバドル(2011年3月で技術協力プロジェクト自体は終了)
2003年～ シャーガス病対策プロジェクトフェーズ1+JOCV
2008年～ シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2+JOCV
 - ・パナマ これまでJOCV(感染症対策や村落開発普及員)5名を派遣した。
 - ・ペリウズ 2011年3月より短期JOCV(感染症対策)3名を派遣中。
 - ・WHO(シャーガス病対策に関する継続的技術支援)
 - ・PAHO/WHO(シャーガス病対策に関する継続的技術支援)
 - ・IDB/チヨルティ市連合会「健康なコミュニティ、健康な学校」(シャーガス病対策にかかる健康教育支援)

(2)他ドナー等の

援助活動



技術協力プロジェクト

2014年06月03日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) 給水委員会強化とコミュニティ開発プロジェクト (英) Strengthening Water Associations and Community Development
対象国名	グアテマラ
分野課題1	水資源・防災-地方給水
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-上水道
プログラム名	西部高原地域農村生活改善プログラム
援助重点課題	持続的開発(東京宣言FU)
開発課題	地域間格差是正
プロジェクトサイト	トニカパン、ケツアルテナンゴ、ソロラ、ウエウエテナンゴ、チマルテナンゴ、その他
署名日(実施合意)	2010年01月21日
協力期間	2010年04月01日 ~ 2013年05月21日
相手国機関名	(和) 地方振興庁
相手国機関名	(英) Instituto de Fomento Municipal

プロジェクト概要

背景

グアテマラ国(以下「グ」国)では、地方開発振興庁地方水道計画実施部(INFOM-UNEPAR)が地方部の給水施設を整備し、各給水施設を利用する住民によって設立された給水委員会が施設の運営維持管理を行う。INFOM-UNEPARは、給水委員会の設立支援と、その後の運営維持管理に関する指導・助言を行っている。

「グ」国の地方部では、1999年から2003年にかけて約1400の給水施設が建設され、その多くが湧水を水源とした簡易な自然流下方式の給水システムである。しかし、森林伐採や農地開発等の影響を受け、湧水の減少(特に乾期)が顕著となり、安定した水源の確保が難しく、地方部での給水率の改善は困難な状況となっている。近年になって地下水の開発による施設整備の必要性が高まっており、INFOM-UNEPARは我が国の無償資金協力(2004~2007年度)を得て地下水探査に関わる調査機器や深井戸掘削機等の調達及び14サイトで地下水給水施設を整備した。2003年まで地下水を水源とする施設は35が建設されてきたが、その実施体制の増強により年間20の地下水給水施設の整備が可能となっている。一方で、地下水を水源とする場合、湧水と異なりモーターポンプで揚水をするため運転コストがかさみ、また、ポンプ等の機器の運転・保守が必要となる。そのため地下水利用の給水委員会は、機器類の維持管理に加えて水料金の徴収等の財務的な管理等、湧水を利用する場合と異なるノウハウを必要としている。

加えて、「グ」国では、2008年に「上下水道公共サービス国家計画が大統領府水審議会の承認を得て発効することとなった。この計画は地方部、都市部(県庁所在地)及びグアテマラ首都圏について、6つのプログラム(①上下水道の公共サービスへのアクセスの拡大と改善、②生活用水の水質の立ち入り検査、モニタリングと改善、③上下水道に関する教育・啓発と社会開発、④上下水道施設の運営維持管理の改善、⑤上下水道に関する経験と教訓の普及、⑥上下水道の公共サービスの情報提供、モニタリング、教育の拡充)から構成されている。地方部においては、給水サービスを受けていない住民の10%(780,000人)のために2011年までに上水道施設を整備する計画が、プログラム①に示されている。また、プログラム④では、地方給水施設の運営維持管理面に携わる給水委員会の組織化、住民参加等の能力強化が示されているなど、本プロジェクトの方向性と一致している。

以上のような状況を踏まえ、「グ」国政府は、今後増加し続ける地下水利用の給水委員会の組織強化や能力開発のために、研修教材・マニュアル類を整備し、独自に研修を実施する体制を強化する必要性が高まっていることから、技術協力プロジェクトを我が国に要請した。これ

を受けて、JICAは、2009年2月に詳細計画策定調査団を派遣し、技術協力の枠組みについて合意、2009年11月のR/D署名を経て、2010年4月から本プロジェクトを開始した。

上位目標 地方開発振興庁地方水道計画実施部 (INFOM-UNEPAR)の支援により、地方部の給水委員会 (地下水給水施設を利用)の給水施設に係る運転・維持管理能力が強化される。

プロジェクト目標 INFOM-UNEPARの3地方事務所 (南西事務所、中央事務所、北西事務所)が所掌する給水委員会 (地下水給水施設を利用)を支援する能力が向上する。

成果

1. 地下水給水施設の運営・維持管理に関する研修実施体制が構築される。
2. パイロットサイト(*)から選定された5つのモデルサイト(**)での活動を通じて有効な研修プログラムが開発される。
3. 研修プログラムに基づいた給水委員会支援活動を実践できるようになる。

(*)パイロットサイト: 我が国の無償資金協力によって地下水給水施設が整備された14サイト。
(**)モデルサイト: 上記14パイロットサイトの中から、給水委員会の組織水準や財務状況・給水施設状況・コミュニティの人口規模や女性の参加といったコミュニティの特色を考慮して選択された4つのサイト。

活動

- 1-1 14パイロットサイトのベースライン調査 (運営管理状況・社会条件調査、給水施設・井戸調査)を行う。
- 1-2 INFOM-UNEPAR本部及び地方事務所職員に対する研修プログラム (案)を作成する。
- 1-3 下記の研修教材、マニュアルを整備 (新規作成、既存改訂)する。
- 1-3-1 地方給水事業要請の審査方法、事業計画作成方法、モニタリング・評価方法
- 1-3-2 給水委員会の指導に関する知識・理論
- 1-3-3 井戸改修のための車輛・機材の維持管理
- 1-3-4 GISデータベースの構築を含めたサイト情報管理
- 1-3-5 給水委員会メンバー向けの委員会運営方法
- 1-3-6 給水委員会メンバー向けの給水施設・機材維持管理方法
- 1-4 給水施設・機材に係る応急措置を行う。
- 1-5 研修プログラム及び研修教材、マニュアルを開発するための活動計画を作成する。

- 2-1 INFOM-UNEPAR本部及び地方事務所職員に対する以下の研修を行う。
- 2-1-1 地方給水事業要請の審査方法、事業計画作成方法、モニタリング・評価方法
- 2-1-2 給水委員会の指導に関する知識・理論
- 2-1-2 井戸改修のための車輛・機材の維持管理
- 2-1-3 GISデータベースの構築を含めたサイト情報管理
- 2-2 モデルサイト5ヶ所を選定しOJTによる研修を行う。
- 2-2-1 給水委員会の運営に係る指導実習を行う。
- 2-2-2 給水委員会による給水施設・機材の維持管理に係る指導実習を行う。
- 2-2-3 各サイトでモニタリングを行う。
- 2-3 上記の進捗及びモニタリング結果を受け、研修プログラムを開発する。

- 3-1 残り9カ所のパイロットサイトの給水委員会を強化する。
- 3-2 14パイロットサイトのインパクト調査 (運営管理状況・社会条件調査、給水施設、井戸調査)を行う。
- 3-3 14パイロットサイトを支援した際の成功・失敗事例集を作成する。
- 3-4 給水委員会、INFOM-UNEPAR、自治体による実施体制のあり方についての提言をまとめる。

投入

日本側投入

1. 日本人専門家
総括/地方給水計画、副総括/研修計画監理、地下水管理/水理地質/GIS、給水委員会運営管理、住民啓発/衛生啓発、給水施設/機材維持管理、業務調整、通訳 (8名)
2. 現地傭人
上記日本人専門家の指導科目に係る現地傭人 (複数名)
3. 資機材
GISサーバー&ソフト (3セット)、井戸モニタリング用水位計 (3台)、サイト用簡易水質検査機器一式 (3セット)、研修及び啓蒙活動用プロジェクター (3台)、GPS (3台)、ノートパソコン (3台)、コピー機 (1台)、ハードディスク (1台)、スキャナー (1台)、ソフト (6式)、レーザープリンター (3台)、プリンター (3台)、電話機 (1台)、AutoCAD (3式)、エアリフト用アクセサリ (1式)、レベル (3台)、塩素濃度計測定器 (3台)

相手国側投入

1. 人件費
カウンターパート、コーディネーター、電気技師、社会プロモーター、運転手、秘書

2. 施設、資機材
・プロジェクト事務所 (日本人専門家用)
・研修場所
・オフィス機材
・移動用車両

3. その他
・カウンターパート・出張経費
・調達機材関連税負担

外部条件

1. 前提条件
 - 1.1 「グ」国政府の地方給水整備に関わる地下水利用に係る政策が大幅に変更されない。
 - 1.2 水資源に悪影響を与える異常気象に見舞われない。

2. 成果達成のための外部要因
 - 2.1. 大幅なINFOM-UNEPAR職員の人事異動が生じない。
 - 2.2. INFOM-UNEPARカウンターパート予算が遅滞なく準備される。
3. プロジェクト目標達成のための外部要因
 - 3.1. 開発された研修プログラムがプロジェクト実施後に新規雇用されるINFOM-UNEPAR職員に対し適切に実施される。
 - 3.2. 14サイトの各給水委員会が裨益住民の信認を得ている。
4. 上位目標達成のための外部要因
 - 4.1. INFOM-UNEPARの組織上の機能が変更しない
 - 4.2. INFOM-UNEPAR職員による指導を受けた給水委員会の担当者が継続的に業務に従事する。

実施体制

- | | |
|------------|---|
| (1) 現地実施体制 | 1. プロジェクト監督機関: 地方開発振興庁 (Institute de Fomento Municipal: INFOM)
2. プロジェクト実施機関: 地方開発振興庁参加の地方水道計画実施部 (Unidad Ejectora del Programa de Acueducto Rurals: UNEPAR) |
| (2) 国内支援体制 | なし |

関連する援助活動

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 我が国の
援助活動 | 1. グアテマラ国中部高原地下水開発計画調査 (1995)
2. 無償資金協力「地方地下水開発計画」(2007年3月終了): 同案件のソフトコンポーネントでは、INFOM/UNEPAR農村社会管理ユニットへのマニュアル活用の説明会を行った経緯がある。
3. SV: 「水資源開発」(2009年12月現在派遣中): 配属先であるINFOM/UNEPARの地下水開発ユニットへ配属となり、水理地質分野でデータの分析や井戸掘削知識にかかる技術移転を行う。 |
| (2) 他ドナー等の
援助活動 | IDBは2008年から2013年までの期間において、INFOM-UNEPARを実施機関としたRural Water Investment Programmeを実施中(56百万米ドル)で、追加案件として Water and Sanitation Programme for Human Developmentをスペイン政府との連携のもとで、実施する予定である。水衛生施設インフラ構築と並んで、組織運営強化とコミュニティ開発等を狙ったソフト・コンポーネントにも総予算(50百万米ドル)の10~20%を投資することによって、「グ」国の地方、都市周辺部を対象とした水衛生サービスを総合的に改善することを目的としている。また「グ」国ではUNICEFを始め、WHO、UNDPなどが地方給水の政策分野や水質・衛生分野での活動を行っており、これらのドナー機関は「グ」国での水衛生サービスの総合的な改善を目的としている。 |



個別案件(専門家)

2018年02月16日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和) 貧困削減に向けた地方行政能力強化アドバイザー (英) The Project on Strengthening of Local Capacity in Support for the Planning Process with Emphasis on Poverty Reduction in Guatemala
対象国名	グアテマラ
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	グアテマラシティ、キチェ県、サンマルコス県、ウエウエテナンゴ県
署名日(実施合意)	2009年07月07日
協力期間	2010年05月01日 ~ 2012年03月31日
相手国機関名	(和) 大統領府企画庁
相手国機関名	(英) Secretary of Planning and Programming of the Presidency

プロジェクト概要

背景

グアテマラ国(以下「グ」国)政府は、2002年に制定された「地方分権法」等に基づき地方分権化による開発・貧困削減を推進しており、併せて同年に開発審議会制度が創設された。同制度は、国>地域>県>市>コミュニティの各レベルに設置する開発審議会を通じ、公共政策立案プロセスへの国民参加を促している。しかしながら、地方自治体の人員、予算、組織強化が必ずしも十分に伴わない中で急速な開発審議会制度の導入は、必ずしも参加型行政の実現に結びついていない。地方自治に関する制度が十分に機能しない環境において地域開発は自治体、市民組織などのリーダーに委ねられ、その資質及び能力などにより対象地域の開発と自治は大きく左右されることになる。

このような背景の下、JICAは先住民居住地域における若手市長や自治体の行政担当者のみならず地元NGOや住民組織のリーダーを招聘し、地域社会発展のための政策策定・実施に資する能力の育成強化を目的として2005年から2007年にかけて国別研修「公共政策立案能力向上」を実施した。この研修の成果として、研修で得た問題意識・知見を活用し、それぞれの持ち場で様々な活動や独自の工夫が進められていること、研修員間のネットワークが自発的に維持されていること、政権交替その他により、部署・組織・立場が変わっても、活動をそれぞれの場で継続していることといった大変意義深いインパクトが確認された。そのような自立発展的な動きを支援し、研修が真に意図した目的の達成に向けて成果を定着・発展させることを目指した技術協力プロジェクトが要請された。

上記を受け協力準備調査を行った結果、帰国研修員が自主的に取り組んでいる活動を支援しつつ、貧困削減のための開発審議会制度及び地方行政における行政サービス提供能力の向上を目指す長期的な取り組みを視野に入れた上で、まずは個別専門家による支援を行うことが決定された。パイロット市には、帰国研修員が市長を務めている3市を中心とした6市とすることが関係者間で合意されている。本プロジェクトでは、それらの市で参加型地域開発計画の策定/実施のための能力強化を支援することを通じ、SEGEPLAN(大統領府企画庁)を中心としたグッドプラクティスの共有方法を提案すると共に、そういった取り組みの成果と課題を見た上で、長期的な取り組みの基礎を築くことを目指す。

上位目標 貧困削減に資する参加型地域開発計画の策定/実施のための地方行政の能力が強化され

る。

プロジェクト目標	参加型地域開発計画の策定／実施のための能力強化にかかる成果、課題、グッドプラクティスを抽出し、能力強化の方法やその共有方法を見出す。
成果	<ul style="list-style-type: none">・対象市において、貧困削減に向けた市開発計画の策定・実施に係るグッドプラクティスと課題が蓄積・抽出される・対象市において、参加型行政プロセスにかかるグッドプラクティスと課題が蓄積・抽出される・貧困削減に向けた取り組みや参加型行政プロセスの能力強化に資する研修システムについてのグッドプラクティスと課題が蓄積・抽出される・上記グッドプラクティスと課題についてSEGEPLANを中心とする共有化のシステムが構築される・民主的な参加型開発プロセスによる市レベルのサービスデリバリーの強化を目指したプロジェクト案が作成される
活動	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトの対象市(既定3市に加えた3市)の選定・対象市におけるベースライン調査・対象6市の市開発計画の現状(作成状況・実施状況)の調査・把握・対象6市の市開発計画の参加型立案にかかる側面支援・対象6市の市開発計画の実施にかかる側面支援(予算化と資金調達、実施、モニタリング・評価、次年度の活動へのフィードバック等)・対象6市の開発審議会制度や住民と行政の関係に関する現状把握・対象6市のコミュニティ及び市レベルの開発審議会のファシリテーションの側面支援・地域グループリーダー、普及員へのファシリテーション指導・市長(候補)、市中堅職員(候補)等の研修の準備、実施、フォローアップ・市同士の交流と情報交換の支援・帰国研修員ネットワークの取り組みへの側面支援・SEGEPLANを中心としたグッドプラクティスを共有するためのメカニズムについて検討・プロジェクト案の作成
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none">・日本人専門家 2010年度:6M/M 2011年度:8M/M・ローカルコンサルタント・研修(現地国内研修、本邦研修)・現地事業強化費
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none">・カウンターパートの配置・事務所及び執務機材整備
外部条件	<ul style="list-style-type: none">・対象市の治安が確保される・対象市の行政、住民の継続的な協力が得られる
実施体制	
(1)現地実施体制	<ul style="list-style-type: none">・JICAグアテマラ事務所・大統領府企画庁(SEGEPLAN)
(2)国内支援体制	<ul style="list-style-type: none">・グアテマラ・ホンジュラス国内支援委員会(委員3名:中米地域地方行政、ガバナンス、人材育成)
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	国別研修「公共政策立案能力向上」:2005年度～2007年度にわたり計3回実施
(2)他ドナー等の援助活動	USAID:Decentralization and Local Governance Program UNDP:Partnership for Democratic Governance



技術協力プロジェクト

2018年03月07日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和) 地場産業振興プロジェクト (英) Project for Promotion of Local Industries
対象国名	グアテマラ
分野課題1	民間セクター開発-その他民間セクター開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	地域活性化プログラム
援助重点課題	貧困地域の社会・経済対策
開発課題	地域活性化
プロジェクトサイト	グアテマラ西部地域3県(ケツアルテナンゴ、トニカパン、ソロラ)
署名日(実施合意)	2009年12月14日
協力期間	2010年06月01日 ~ 2013年10月03日
相手国機関名	(和) 経済省
相手国機関名	(英) Ministry of Economy

プロジェクト概要

背景

グアテマラ国(以下グ国)において、中小零細企業はグ国の生産活動を行う割合で全体の3分の2を占め、国内総生産の37%を生産し、労働人口の85%を創出するなど雇用創出及び貧困問題解決において多大な貢献をしており、当該セクターの育成と業務改善を進めることは重要かつ優先課題となっている。

グ国政府は中小零細企業開発政策に沿って、グ国の中小零細企業が大規模な企業と同等の条件で活動し、国内市場及び国際市場開放がもたらすあらゆる機会を利用できるようになることを念頭に置き、当該セクター支援機関である経済省中小零細企業開発総局により、生産性と競争力を強化することを目的とした活動を進めている。当該セクターに配分される国家予算額が国内総生産の0.13%に過ぎない状況の中で、効率良く効果的な支援を実施するためには、様々な支援団体間を繋ぐ組織の構築及び調整を行うことが求められている。また、これら団体が連携して中小企業への支援提供、販売促進、調整を行うメカニズムを強化することにより、財政支援条件や市場へのアクセスの改善、研修や技術協力の実施等、当該セクターの強化につながる機会提供を増やし相乗効果を上げることが期待されている。

これら課題解決のため、2007年度にグ国政府から我が国政府へ技術協力プロジェクトの要請を越したことを受け、JICAは2008年8月にプロジェクト形成調査を実施し、本件実施の妥当性を確認した。その後、我が国政府は同案件を採択し、2009年8月には詳細計画策定調査を実施し、グ国政府の意向及びプロジェクト内容や実施体制等について合意し「本邦研修」と「長期専門家による運営支援」の投入を主体とした技術協力プロジェクトを開始することとなった。

上位目標 地場産業支援をするための施策案が提出される。

プロジェクト目標 グアテマラ西部地域3県(ケツアルテナンゴ、トニカパン、ソロラ)において、地場産業を振興するための行政及び諸組織間の協力体制が強化される。

成果

- 1) 地場産業振興支援制度案が策定される。
- 2) 地場産業振興を支援する人材の能力が開発される。
- 3) 地場産行振興支援制度および開発された人材能力が活用され、機能することが実証される。

- 活動
- 1-1 地場産業支援制度、支援人材に対するベースラインサーベイ実施
 - 1-2 ステークホルダーに対する日本の地場産業支援制度の理解促進普及
 - 1-3 セミナー・研修の成果に基づく地場産業振興支援制度の改善案作成
 - 2-1 各ステークホルダーの能力を活用した現地技術補完研修の実施組織および研修対象組織の選定
 - 2-2 研修教材・カリキュラムの策定支援
 - 2-3 経営管理、品質管理、マーケティング等における現地研修の実施
 - 2-4 現地研修成果のモニタリング・評価、改善
 - 3-1 地場産業振興支援制度、開発された人材能力の活用と機能を実証するためのパイロット事業実施に向けた計画
 - 3-2 パイロット事業の実施
 - 3-3 パイロット事業成果のモニタリング・評価
 - 3-4 上記評価に基づく制度の改善案作成
- 投入
- 日本側投入
- 1) 長期専門家(地場産業振興)
 - 2) 短期派遣専門家(必要に応じ)
 - 3) 本邦研修(C/P研修約40名)
 - 4) 機材(車両、コピー機、PC等、その他の必要な機材)
 - 5) 調査団(終了時評価調査団等)
- 相手国側投入
- 1) プロジェクトダイレクター(経済省次官)
 - 2) プロジェクトマネージャー(中小企業開発総局ダイレクター)
 - 3) カウンターパートパーソナル(中小企業開発総局スタッフ)
 - 4) アドミニストレーティブパーソナル(秘書、ドライバー、その他必要な人員)
 - 5) 執務スペース(首都及びケツアルテナンゴ市)
 - 6) 執務環境(電気、電話、インターネット接続、家具、その他必要な家具等)
 - 7) その他必要な施設
- 外部条件
- 1) ほとんどの帰国研修生が、引き続き地場産業振興に従事する

実施体制

- (1)現地実施体制 経済省中小企業開発総局、対象市の市地域経済振興局(OMDEL)
- (2)国内支援体制 立命館アジア太平洋大学(APU)

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- 1) JICAボランティア「村落開発普及員」「市場調査」「デザイン」派遣中
。ボランティア派遣地域は、本案西部高原地域を本拠地として全国で地域振興に取り組むNGO「グループ・ハストレス・ネットワーク(全国民生委員会)」への派遣が行われている件の対象地域と重なっており、連携が期待される。
 - 2) JICA技プロ「高原地域先住民等小農生活改善に向けた農業技術普及体制構築計画」2006.10～2011.9月
西部高原地域の農業技術普及体制の構築を目的としており、本案件の対象地域と重なっており、連携が期待される。
 - 3) JICA技プロ「中小零細企業政策支援強化プロジェクト」2009年度実施(予定)
グ国において、日本の経験を参考に中小零細企業の現状把握、モニタリング、支援策のインパクト評価、経済省による様々な中小企業支援サービスの審査・認証制度等の構築や実施における支援を行う予定であり、本案件との連携が期待される。
 - 4) JICA国別研修「公共政策の計画立案の能力向上」2005～2007年、個別専門家「貧困削減に向けた地方行政能力強化」2009～2011年度実施(予定)
グアテマラ内戦の和平協定締結後における治安改善や行政能力の強化を目的に、「市民の安全保障と地方公共政策の立案執行能力の強化」を柱にした本邦研修が実施された。また、帰国研修生が市長に就任した3市や、地方自治体への支援を担う大統領府企画庁の能力向上を図る個別専門家が派遣される予定である。3市は本案件対象地方自治体と近隣地域であり、連携が期待される。
- (2)他ドナー等の援助活動
- 1) 借款プログラム「農村からの経済開発プログラム」
(IDB: US\$ 3000万:2008～2010、世銀: US\$ 3000万: 借款)
大統領府企画庁の調整のもとで、経済省も含めた複数の政府機関が農村の経済開発に取り組むプログラムで、先住民族がその殆どを占める小規模農業従事者等を対象とした生産連鎖の形成支援がコンポーネントの1つになっている。ソロラ、トニカバン、ケツアルテナンゴ県を含む8県を対象に実施され、社会投資基金及び経済省との調整の下、インフラ整備、クレジットへのアクセス強化、企業化促進、市場情報整備等を行っている。
 - 2) 借款プログラム「農村からの経済開発プログラム」
(スウェーデン国際協力機構: \$ 550万: 2006～2009: 借款)
大統領府企画庁と経済省が、「農村からの経済開発プログラム」の立ち上げにかかる同プログラムの計画作成、カウンターパート機関組織強化、生産連鎖パイロット案件を実施した。



個別案件(専門家)

2012年07月12日現在

本部/国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) 廃棄物処理行政能力強化アドバイザー (英) Advisor of Administrative Capacity Formulation for Waste Treatment Management in Guatemala
対象国名	グアテマラ
分野課題1	環境管理-廃棄物管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-都市衛生
プログラム名	グアテマラ その他プログラム
プロジェクトサイト	グアテマラ国内
署名日(実施合意)	2009年04月01日
協力期間	2009年06月01日 ~ 2012年03月21日
相手国機関名	(和) 廃棄物処理国家審議会
相手国機関名	(英) Comision Nacional para el Manejo de Desechos Solidos

プロジェクト概要

背景	<p>グアテマラでは都市部への人口集中、消費の拡大、経済活動の活性化等により増大する生活・産業廃棄物等に係る処理が大きな問題となってきた。しかしながら有効な廃棄物処理への対応は進展しておらず、不法投棄や非衛生理立て、処分場の浸出水による河川、地下水、土壌への汚濁や汚染などが広がり、保健衛生上のみならず生態系等への影響も危惧されている。</p> <p>1980年代以前の国家政策では廃棄物処理はそれほど重要視されていなかったが、1986年「環境保護改善法」を柱として廃棄物問題を扱う組織が設置され、1997年には「国家固形廃棄物委員会」が設けられている。また2000年には「国家環境局」(CONAMA)が「環境天然資源省」に格上げされるなど、政府の環境面への取り組み体制も年々向上している。2004年8月には廃棄物処理国家審議会が設立され、廃棄物処理行政への取り組みを促進し始めた。しかしながら、国家開発のための指針や国、自治体の環境担当者の養成など、課題が山積しているのが現状である。</p> <p>2008年1月に誕生したコロン政権は、環境面での取り組みについても大統領宣言に含め、環境省は環境影響評価の実施を強化しようとしている。廃棄物処理対策にも真剣に取り組んで行くとの姿勢が伺え、今般、我が方に対しそのための協力を要請して来たものである。</p>
上位目標	グアテマラにおいて廃棄物管理の向上に係るツールが整う。
プロジェクト目標	国家廃棄物処理計画の策定を通し、国家廃棄物処理審議会を構成する諸組織と関連組織の廃棄物処理に関する管理能力が強化される。
成果	<ol style="list-style-type: none">1. 国家廃棄物処理計画作成のための作業チームおよび省庁間委員会が設置される。2. グアテマラにおける廃棄物処理管理に関する現状分析および法的枠組み分析が作成される。3. 国家廃棄物処理計画の基本構成案を作成するための作業計画が策定される。4. 国家廃棄物処理計画の基本構成案および同国家計画の発効に向けたガイドラインが作成される。 <p>1-1. 作業チームの結成に必要なプロファイルを定める。</p>

活動

- 1-2. 作業チームの作業方針および作業中作業後の資金方針(作業チームの規範)。
- 1-3. 作業チームの結成。
- 1-4. 環境省による作業チームおよび省庁間委員会の設置承認。
- 2-1. 既存調査資料の整理と現状分析調査の実施。
- 2-2. 法律・手続き面の分析(調査結果作成)
- 2-3. 他国での廃棄物処理国家計画に関する資料整理(他国との情報交換含む)
- 2-4. 分析結果資料の作成
- 3-1. 国家計画の基礎構成案作成のための作業日程項目を確定(機関、活動内容、責任分担、メキシコ
 専門家の助言タイミング)。
- 3-2. 作業日程の作成。
- 3-3. 環境省による作業日程の承認
- 3-4. 承認された作業日程に沿った活動実施に必要なリソースの配当
- 4-1. 国家廃棄物処理計画の内容範囲の設定(国家計画の特徴、最低限必要な内容等)。
- 4-2. 国家計画に含まれる分野の設定
- 4-3. 国家計画基本構成案の確認。
- 4-4. 環境省による基礎構成案の採択承認。
- 4-5. 進捗を討議するための作業会合の実施。
- 4-6. 国家計画の発効に向けたガイドラインの作成。

投入

- 日本側投入
- ・第三国専門家(メキシコ) 3名×0.5ヶ月×年2回×3年
 - ・現地業務費(グアテマラ) 調査費用、印刷費、WS費用、翻訳・通訳など
- 相手国側投入
- ・カウンターパートの確保
 - ・専門家の執務環境整備
 - ・必要なローカルコスト負担
- 外部条件
- 環境・廃棄物処理に対する政策が大きく変化しないこと。

実施体制

- (1)現地実施体制
- 国家廃棄物処理審議会(CONADES)は2004年発足当初2名であったが、職員は9名まで増員された。同審議会は環境省(MARN)、企画庁(SEGEPLAN)、保健省、地方開発庁(INFOM)、工業・商業・農業・金融業連合委員会(CACIF)、全国市役所連合会(ANAM)の代表で構成される理事会で運営されており、主に廃棄物処理に係る諸プロジェクトの実施・調整業務を担っている。
- 本案件の要請はCONADESから提出されたが、本案件を当初の要請内容から国家廃棄物処理計画の策定に絞り込んで実施することとなったため、廃棄物国家計画の策定を担う環境省を主のカウンターパートとして実施していく方向に変更、環境省は大臣顧問室2名を核としながら、省内での国家廃棄物処理計画策定のチームが結成された。
- (2)国内支援体制
- なし。

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- ・地域特設研修「中米生活廃棄物処理」(1997～2006)
 - ・メキシコ第三国研修「中南米固形・危険廃棄物適正管理」(2002～2006)
 - ・JMPP専門家(CENICA)「廃棄物処理行政強化アドバイス」(2006、2008)
 - ・JMPP専門家(CENICA)「廃棄物処理国家戦略アドバイス」(2008)
 - ・メキシコ第三国研修「3Rに基づく持続的廃棄物管理」(2009～2011)
- (2)他ドナー等の援助活動
- GTZによる廃棄物国家政策の作成支援(2005年完成)、デンマークによる環境プロモーター育成支援および市役所の環境管理機能強化などの廃棄物行政支援が実施されている。



技術協力プロジェクト

2017年11月30日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)高原地域先住民等小農生活改善に向けた農業技術普及体制構築計画プロジェクト (英) Establishment of Mechanism for Agricultural Technology Diffusion and Application to Improve Living Condition of Indigenous and Non-indigenous Small-scale Farmers of Occidental Altiplano in Guatemala
対象国名	グアテマラ
分野課題1	農村開発-農村生活環境改善
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	平和構築-ガバナンス
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	西部高原地域農村生活改善プログラム
援助重点課題	持続的開発(東京宣言FU)
開発課題	地域間格差是正
プロジェクトサイト	ケツアルテナンゴ県、ソロラ県、トトニカパン県
署名日(実施合意)	2006年09月28日
協力期間	2006年10月12日 ~ 2011年10月11日
相手国機関名	(和) 農牧食糧省(MAGA)、農業科学技術庁(ICTA)
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture, Livestock and Food, Institute of Agricultural Science and Technology

プロジェクト概要

背景

グアテマラ国(以下、「グ」国)は、国土面積10万9千km²(日本の約1/3)、人口は1,263万人(2004年)でその内52%を先住民が占めている。1960年から36年間続いた内戦は、20万人以上の死者を出すとともに、同地域の社会・経済基盤や先住民文化を破壊し、「グ」国発展の大きな障害となった。1996年の内戦終結後、「グ」国はその復興に取り組んでいるが、未だに人間開発指数は177カ国中117位で、「グ」国貧困ラインであるGNI \$ 568/年以下で生活する人々が全人口の半数以上を占め、その多くは先住民である。「グ」国経済において農業はGDPの22.3%を占めるにすぎないが、就業人口429万人のうち45%が従事する「グ」国の重要な産業である。人口の過半数を占める先住民の多くは、高原・山岳地帯に居住し、条件の悪い土地で自給自足を余儀なくされている小規模農民である。また、先住民の76%は貧困ライン以下で生活している。長期に及んだ内戦が、国内の農業生産環境を低下させたことに加えて、1997年には経済構造調整政策に基づき、農業普及サービス部局が廃止されたために、小規模農民には営農技術や農業情報がほとんど届かなくなった。高原・山岳地帯の農業技術研究・開発を担当するICTAの高原地域研究センター(CIAL)には、自給作物やじゃがいも、野菜等の生産・貯蔵技術があり、小規模農民向け融資制度や流通・商業化に関する情報は、MAGAが掌握しているにも拘らず、普及されていないために、小規模農民は、低収量のまま放置されている。他方、小規模農民は農業資材の共同購入といった組織活動を行っておらず、農業情報の不足により資材を安価に購入できない、農業生産物を中間業者に買い叩かれるといった問題を抱えている。こうした状況は、小規模農民が貧困から脱却できずにいる要因の1つである。「グ」国が蓄積している技術や農業情報を活用し、農村開発を進めるためには、行政側の能力を強化するとともに、行政サービスを上手く活用していけるような自立的農民組織の育成を組み入れた行政-農民間を繋ぐ技術普及体制の再構築が必要である。このような背景を受けてJICAは、0.7ha以下の小規模農民が集中しているトトニカパン県とソロラ県及びケツアルテナンゴ県の3県を対象とし、MAGA・ICTAをC/P機関とした技術協力プロジェクト「高原地域先住民等

小農生活改善に向けた農業技術普及体制構築計画(「PROETTAPA」)を2006年10月から開始するに至った。

上位目標	プロジェクトで確立した普及体制により対象地域の小規模農民の生計が向上する。
プロジェクト目標	対象地域において、農業技術(栽培技術、販売・融資の情報)の普及体制が確立される。
成果	1. 確立された農業普及メカニズムの中で、県MAGA事務所が普及計画立案及び調整能力を持つ 2. 確立された農業普及メカニズムの中で、ICTA-CIALが適正農業技術の参加型技術開発、検証、移転及び研修に関する調整と実施能力を持つ 3. 普及員が農民グループの生産及び組織的活動強化支援に必要な能力を持つ 4. 農民グループが生産及び組織的活動に必要な知識と技術を適用する能力を持つ 5. プロジェクトで確立された普及メカニズムが他県に普及されている
活動	1-1. PROETTAPAの計画作成、モニタリング、評価を行う 1-2. パイロット集落を選定する 1-3. パイロット集落の農業振興活動を支援する 1-4. ムニシパリティの農業普及計画作成を支援する 1-5. 県の農業普及活動を調整する 1-6. 県の農業普及計画作成を支援する 2-1. 研修ニーズ把握及び実施機能を強化する 2-2. 参加型適正農業技術研究開発機能を強化する 2-3. 参加型適正農業技術検証機能を強化する 2-4. 参加型適正農業技術移転機能を強化する 3-1. 普及活動に必要な基本的知識と技術を強化する 3-2. 普及活動実施に必要な能力を強化する 3-3. 農民グループの組織的活動支援に必要な能力を強化する 3-4. 農民グループの生産及び販売活動支援に必要な能力を強化する 4-1. 組織的活動に必要な能力を強化する 4-2. 生産活動に必要な能力を強化する 4-3. 農産物の販売力を向上する 5-1. プロジェクト成果を普及する 5-2. 国家農業普及計画を提案する
投入	
日本側投入	長期専門家 チーフアドバイザー×1名×5年、農業普及×1名×5年、業務調整/参加型開発×1名×5年 短期専門家 2名×1ヶ月×5回 研修員受入 6名×1ヶ月 供与機材 車両、OA機器等 現地活動費 展示圃場整備、研修・セミナーの実施、資料/教材作成、ローカルコンサルタント備上等
相手国側投入	C/P人件費(人材): MAGA本省・県職員、ICTA/CIAL職員、MAGA普及担当者、NGO・生産者団体・農業学校・市-コミュニティの開発審議会等の普及担当者 プロジェクト事務所等施設、機材、ローカルコスト
外部条件	[プロジェクト目標達成のための外部条件] ・中間業者が妨害をしない。 ・農業普及を重要視するMAGAの方針が変わらない。 ・カウンターパート及び普及担当者が頻繁に変わらない。 [上位目標達成のための外部条件] ・アクセス可能なマーケットが存在する。
実施体制	
(1)現地実施体制	(1)カウンターパート機関:農牧食糧省(MAGA)/ICTA (2)実施機関:農牧食糧省(MAGA)(本省、MAGAケツソアルテナンゴ県事務所、トニカパン県事務所、ソロラ県事務所)及びICTA(本庁、アルティブラーノ研究センター) (3)協力機関:NGO、大統領府(SCEP)、経済企画庁(SEGEPLAN)、COMUDE、COCODE、NGO、生産者団体、農業学校等 [プロジェクトの運営管理] ・プロジェクトダイレクター(MAGA次官) ・プロジェクト総合調整官(CIAL所長) ・プロジェクト県調整官(対象3県のMAGA県事務所長) ・合同調整委員会 ・農業技術普及委員会
(2)国内支援体制	農村開発部担当課および課題アドバイザー
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1999-2001「中部高原地域中部高原地域貧困緩和持続的農村開発計画調査」 2001-2003「中部高原地域中部高原地域貧困緩和持続的農村開発計画実証調査」
(2)他ドナー等の	IFAD: ProRural(特に貧困度合いの高い優先地域における貧困農家支援プログラム) FAO: 食糧安全保障のための特別プログラム(PESA: Programa Especial de Seguridad)

援助活動

Alimentaria)